

設計図書等に関する回答書

令和元年7月9日

二本松市長  
(公印省略)

下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名 二本松市の公共施設で使用する電気の調達
- 3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項
<p>以下質問は、「低圧電力」案件の共通の質問です。</p> <p>1. 契約期間が「令和元年10月1日から令和2年9月30日」となっておりますが、電力の他社へ（他社から）の切替は計量日（検針日）が原則であり、低圧電力の需要先につきましても、計量日（検針日）が「1日」と限らず分散しております。よって低圧電力の案件の契約期間（使用期間）に関しましては「令和元年10月計量日から令和2年10月計量日の前日まで」とさせて頂きたいのですが宜しいでしょうか？</p> <p>2. 本案件対象施設の施設別検針日をご教示下さい。</p> <p>3. 計量日（検針日）は一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとなる為、現在の検針日（計量日）のままとな</p>	<p>1、低圧に関する契約期間について、「令和元年10月計量日から令和2年10月計量日の前日まで」といたします。</p> <p>2、検針日については5日や10日前後など施設ごと月ごとに異なります。 なお、契約期間開始日である令和元年10月の検針日については、落札者と事前打合せにてお話をさせていただきます。</p> <p>3、上記1のとおり契約期間を計量日基準といたします。</p>

り、契約開始日若しくは契約満了日と計量日（検針日）が異なりますが宜しいですか？

4. スマートメーターの設置状況をご教示願います。

5. 供給開始が令和元年10月であることから消費税率が10%と変更されることが予想されます。仮に消費税率が10%と変更になった際は2%相当分の基本料金単価・電力量料金単価を落札単価から引き上げて頂けますか？

6. 請求単価はすべて税込みとなりますが宜しいですか？

7. 請求金額お支払を行う際のお支払方法について教えていただけますでしょうか。（振込又は引き落とし）

8. 「電気供給入札内訳書」の「低圧電力相当」の「季節」の部分ですが「その他季節が11月から7月」「夏季が8月から10月」となっております。弊社は（一般的にも）「その他季節が10月から6月」「夏季が7月から9月」なので、それで積算させて頂いて宜しいですか？

9. 現在の供給業者をご教示ください。

10. 弊社が落札した場合、「お客様番号」「供給地点特定番号」「名義」など切替に必要な情報となる情報を、弊社のお申込書（エクセルシート）に入力して頂く必要

4、電力調達について随時スマートメーターへの切替作業を実施しております。

5、消費税率に改正があった場合、相当分を加減して支払う旨を契約書へ記載します。

6、請求書には消費税相当額が分かるように併記してください。

7、支払方法は「口座振替」となります。

8、「季節」区分における期間について、実情にあわせて積算ください。

9、低圧電力についてすべて東北電力株式会社です。

10、電力供給に関して必要な手続きについては、落札者と協議のうえ対応させていただきます。

がありますが、ご協力頂けますか？

また、質問「1」の回答が「否」である場合、現在供給を受けている電力会社に対しましても二本松市役所様からの手続きが必要となってきますのでご協力頂けますか？

1 1. 請求方法は、各案件ごととなるのか、落札した拠点一括をまとめたものをご請求することになるのでしょうか？

1 2. 弊社では請求書の発行単位分のメールアドレスが必要となりますが、ご提供頂けますか？

1 3. 別紙 施設一覧表をエクセルデータでいただけますか？

1 1、請求方法は、別紙施設一覧表に記載の施設ごとに請求・支払といたします。

1 2、今回の発注にあたり、請求書発行単位毎のメールアドレスを提供することは想定しておりません。

1 3、公告にありますとおりPDFデータにてご確認願います。